

国立情報学研究所研究データ管理基盤利用規程

令和3年1月21日
制 定

最近改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所（以下「研究所」という。）がクラウドサービスとして提供する研究データ管理基盤の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、以下の語句は、それぞれ次の意味を有するものとする。

- 一 「本システム」とは、研究所がクラウドサービスとして提供する研究データ管理基盤である NII GakuNin RDM のことをいう
- 二 「利用機関」とは、研究所によって、本システムの利用を認められた機関又は機関の組織のことをいい、詳細は第3条によって定める。
- 三 「利用者」とは、利用機関によって、本システムの利用を認められた者のことをいう。

(利用機関の範囲)

第3条 本システムを利用できる機関は、次の各号の一に該当する機関又は機関の組織とする。

- 一 大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関等
- 二 研究機関並びに研究又は研究支援を目的とする独立行政法人及び特殊法人等
- 三 前二号に定める機関と共同で研究等を行う機関等
- 四 学会、学術研究を目的とする公益財団・社団法人、一般財団・社団法人並びに大学に相当する教育施設等
- 五 公的資金による研究開発を行う機関等
- 六 その他国立情報学研究所長（以下「所長」という。）が適当と認めた機関等

(利用の申請)

第4条 利用しようとする機関又は機関の組織は、所定の様式により、所長に利用の承認を求めるものとする。

- 2 利用の申請は、機関については機関の長が、機関の組織についてはその組織又は組織の

上位に位置する組織の長であり、且つ課長以上又は准教授相当以上のものが行うものとする。

(利用の承認)

第5条 所長は、前条の申請について適当と認められた機関又は機関の組織には、これを承認し、利用の資格を申請に応じて付与するものとする。

(利用機関の遵守事項)

第6条 利用機関は、次の各号を自ら遵守しなければならない、また、利用者に遵守させなければならない。

- 一 本規程に違反して本システムを利用しないこと
- 二 専ら営利を目的とした利用を行わないこと
- 三 著作権等の第三者の権利を侵害するおそれのある行為をしないこと
- 四 プライバシーを侵害しないこと
- 五 ウィルス等を含む有害なコンテンツ等を登録等しないこと
- 六 過度のアクセス行為や不正アクセスを行わないこと
- 七 その他所長の定める事項

2 利用機関は、利用者が本システムに関して行った行為について、責任を有するものとする。

(利用資格の取消し等)

第7条 研究所は、利用機関又はその利用者が、前条の利用遵守事項に違反した場合、又はその他の理由により、研究所が必要と認められた場合には、利用機関に対して、その利用の承認を取り消し、又はその利用を停止することができる。

(届出)

第8条 利用機関は、次の各号に掲げる事項に該当する理由が生じた場合は、速やかに研究所に届け出るものとする。

- 一 利用を中止するとき
- 二 申請書の記載事項に変更が生じたとき

(調査・協力)

第9条 研究所は、利用機関に対して、本システムの利用状況、運用実態、障害時の対応、不正行為に対する情報収集等についての調査・協力を求めることができる。

(本システムの停止)

第10条 研究所は、次の各号の一つに該当する場合、本システムを一時停止することができる。研究所が、本システムを一時停止する場合は、可能な限り速やかに、利用機関に通知する。

- 一 設備の保守等のとき
- 二 通信事業者の責、災害等の不可抗力により、本システムの提供が困難になったとき
- 三 その他緊急時等のやむを得ないとき

(本システムの終了)

第11条 研究所は、本システムの全部を廃止しようとするときは、少なくとも180日の予告期間を、一部を廃止しようとするときは少なくとも90日の予告期間において利用機関にその旨を通知するものとする。ただし軽微な機能や容易に代替が可能な機能の廃止の場合及びセキュリティ上問題のある場合はこの限りではない。

(利用情報の取扱い)

第12条 研究所は、本システムの運用等に伴い研究所が取得し保有する本システムの利用情報を、運用又は研究のために用いることができる。

2 研究所は、前項により、得られた情報について、本システムの運営及び自らの研究目的のために、統計情報として、開示・公表等ができる。

(コンテンツ等の取扱い)

第13条 研究所は、利用者が本システムを用いて管理、共有するコンテンツ等を秘密として取り扱い、セキュリティ上問題がある場合等を除き、コンテンツ等の内容を閲覧しないものとする。

(個人情報の取り扱い)

第14条 研究所は、本システムの運営等に伴い取得した特定の個人を識別することができる情報(以下「個人情報」という。)を適正に管理し、不正利用及び漏洩等の防止対策を講じるものとする。

2 研究所は、本システムの運営等に必要な範囲で個人情報を取り扱うものとする。

3 個人情報の保存期間は、原則として本システムの利用終了(利用期間の満了又は利用承認の取消を含む。)後の1年間とし、1年を経過した個人情報は廃棄する。

4 前3項で定めるもののほか、個人情報の取り扱いに関し必要な事項は、情報・システム研究機構個人情報保護規程による。

(経費の負担)

第15条 利用機関は、利用に係る経費の一部を負担するものとする。

2 利用機関が負担すべき経費の額及び負担の方法は、別に定める。

3 前2項で定めるものを除く本システムの利用に係る利用機関側で発生する費用は、利用機関の負担とする。

(免責)

第16条 研究所は、以下の各号により、利用機関に生じた損害について、賠償の責任を負わないものとする。

一 サーバに登録等されたコンテンツ等の破損や喪失

二 本システムで提供するソフトウェア又はOS等のバージョンアップに起因するコンテンツ等の動作等への影響

三 システムメンテナンスやセキュリティインシデント、その他の運用上の理由による本システム提供の停止

四 本システムの提供の終了

2 本システムを通じて利用者と第三者との間に生じた紛争については、利用機関において対応するものとし、研究所は一切の責を負わないものとする。

(改訂等)

第17条 研究所は、必要に応じて本規程を改訂することができる。研究所は、改訂に先立ち、改訂後の規程を本システムのホームページ上に掲載し又は研究所が相当と判断する方法で利用機関に通知する。

(準拠法、裁判管轄等)

第18条 本規程は、日本法に準拠し、同法により解釈、執行される。本規程は、日本語で作成されたもののみが効力を有し、他の言語のものは翻訳であり、いかなる法的効力又は影響力も持たないものとする。

2 本規程に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(雑則)

第19条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和3年1月21日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。